

3 令和7年度運営指導結果等について

(1) 実施状況

実施期間：

○（介護予防）訪問入浴介護 令和8年2月中旬～令和8年3月上旬

実施事業所数：

○（介護予防）訪問入浴介護 3事業所

指摘事項があった事業所：

確 認 項 目	（介護予防）訪問入浴介護	
	文書指摘	口頭指摘
① 人員基準	0	0
② 設備基準	0	0
③ 運営基準	0	3
④ 報酬基準	0	0
⑤ 過誤調整等の報酬返還指示	0	

(2) 各種基準に対する主な指摘事項・注意事項（●文書指摘 ○口頭指摘 ◎助言等）

①人員に関する基準

人員に関する基準について、指摘項目はありませんでした。

②設備に関する基準

設備に関する基準について、指摘項目はありませんでした。

③運営基準に関する基準

業務継続計画の策定等

<訓練について>

【指摘内容】

- 研修及び訓練は実施されているが、具体的な訓練内容が記録されていないため、何を想定した訓練であるか不明瞭だった。

【留意点】

- 研修や訓練の実施日や参加者だけではなく、具体的な内容についても記録を残してください。

虐待の防止

<委員会での検討事項について>

【指摘内容】

- 虐待防止検討委員会は定期的開催されているが、検討することとされている項目について網羅されていなかった。

【留意点】

- 委員会において検討することとされている内容を確認してください。

④報酬に関する基準

報酬に関する基準について、指摘項目はありませんでした。

(3) 各種基準に関する留意事項等

ここでは、本市に問い合わせを複数いただいた各種基準等に関する中で、特に留意が必要なもの等について記載をしていますので、ご確認をお願いします。

提供拒否の禁止

【留意点】

- ・ 事業所は正当な理由なく、サービス提供を拒んではならないと定められております。拒むことができる正当な理由がある場合とは、次のような場合を指します。
 - ①事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
 - ②利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合
 - ③その他、利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合これらの場合を除き、原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。

運営規程

＜虐待の防止のための措置に関する事項について＞

【留意点】

- ・ 運営規程に定める重要事項の一つとして、「虐待の防止のための措置に関する事項」があります（令和6年4月1日より義務化）。当事項は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法を指す内容となります。

業務継続計画の策定等

＜業務継続計画の策定等について＞

【留意点】

- ・ 業務継続計画の策定等は、令和6年4月1日より義務化されており、「感染症に係る業務継続計画」及び「災害に係る業務継続計画」の両方の策定が必要です。
- ・ 計画に係る研修及び訓練は、どちらも定期的の実施（年1回以上）してください。

衛生管理等

＜感染症の予防及びまん延の防止のための措置について＞

【留意点】

- ・ 感染対策委員会はおおむね6月に1回以上開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催する必要があります。また、感染対策を担当する感染対策担当者を決めておく必要がありますので、委員会の構成メンバーや担当者がわかるように記録に残すようお願いいたします。
- ・ 指針には、事業所における「平常時の対策」及び「発生時の対応」を規定する必要があります。
- ・ 研修及び訓練は、どちらも定期的の実施（年1回以上）してください。

虐待の防止

＜虐待の防止について＞

【留意点】

- ・ 虐待の防止に係る措置は、令和6年4月1日より義務化されております。
- ・ 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者の設置が、基準に定められた虐待の発生等を防止するための措置となります。
- ・ この担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいとされています。